

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び<u>総合計画</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(交流及び連携の推進)</p>	<p>(法律第96条第2項の議決事項)</p> <p>第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び<u>基本計画</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(交流及び連携の推進)</p>
<p>第12条 議会は、<u>他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。</u></p> <p>(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)</p>	<p>第12条 議会は、<u>分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進する</u> _____ <u>ものとする。</u></p> <p>(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)</p>
<p>第14条 略</p> <p>2 <u>議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。</u></p>	<p>第14条 略</p> <p>2 <u>前項のほか、議会は</u> _____ <u>、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(見直し手続)</p> <p>第26条 議会は、<u>一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを<u>議会運営委員会</u>において検討するものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p><u>3 前項の一般会議</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(見直し手続)</p> <p>第26条 議会は、<u>1年ごとに</u>、この条例の目的が達成されているかどうかを<u>第11条第1項の議会改革推進会議</u>において検討するものとする。</p> <p>2 及び 3 略</p>